

令和3年8月27日

中区長 直井 ユカリ 様

横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会  
委員長 佐藤 響子

横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記について、平成24年3月28日 中地振第1854号「横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市中区地区センター 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市中区地区センター  
指定管理者選定委員会  
報告書

令和3年 8月

## 1 経緯

指定管理者制度により管理運営している横浜市中区地区センター(5施設)の次期指定管理者(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)の選定にあたり、横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、第1回選定委員会において公募要項と評価基準項目等を決定し、第2回選定委員会において申請者から提出された提案書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定委員会による審議の結果、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 指定管理者選定委員会 選定委員

- 委員長 佐藤 響子 (横浜市立大学国際教養学部 教授)
- 委員 阿部 倫三 (中区埋地地区連合町内会長)
- 委員 井上 圓三 (中区青少年指導員協議会前会計監事)
- 委員 近藤 恵子 (中区スポーツ推進委員連絡協議会監事)
- 委員 古本 悦子 (税理士)

## 3 指定候補者選定の経過

項目	年 月 日
第1回選定委員会 (公募要項・評価基準項目等の決定)	令和3年4月15日(木)
応募説明会	令和3年5月26日(水)
現地見学会	参加応募団体無し
公募に関する質問受付	令和3年6月3日(木)～6月10日(木)
公募に関する質問回答	令和3年6月17日(木)
申請書類の提出受付	令和3年7月6日(火)～7月9日(金)
第2回選定委員会 (書類審査・面接審査等の実施)	令和3年8月11日(水)

## 4 審査の考え方

選定委員会では、「横浜市竹之丸地区センター指定管理者公募要項」、「横浜市野毛地区センター指定管理者公募要項」、「横浜市本牧地区センター指定管理者公募要項」、及び「横浜市中本牧コミュニティハウス及び横浜市上台集会所指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「横浜市中区地区センター指定管理者選定の評価基準項目」及び「横浜市中本牧コミュニティハウス及び上台集会所指定管理者選定の評価基準項目」に従って、申請団体から提出された提案書類の審査及び面接審査を行いました。

なお、配点は合計170点とし、各委員(5名)の点数を合計し、評点としました。(最低基準点は加減点項目を除く合計点160点満点の6割以上とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体であっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。)

## 5 選定評価基準項目及び配点

評価基準項目	配点
(1) 基本条件の理解度	10点
(2) 公平性	15点
(3) 安定性・安全性	25点
(4) 運営の実施効果	20点
(5) 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20点
(6) 効果的な自主事業展開	20点
(7) 効率性	25点
(8) 積極性、意欲	10点
(9) 団体の資質・実績 ※9-2、9-3 は加減点項目	9-1 5点 9-2 ±5点 9-3 5点
(10) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	10点
合計点数	170点

## 6 応募者の資格(制限)について

応募者の資格について、必要書類の提出をもって、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### 公募要項（抜粋）

#### 7 応募に関する事項

##### (3) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

##### (4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

## 7 申請団体

- (1) 竹之丸地区センター  
一般社団法人中区民活動支援協会(現指定管理者)
- (2) 野毛地区センター  
一般社団法人中区民活動支援協会(現指定管理者)
- (3) 本牧地区センター  
株式会社清光社(現指定管理者)
- (4) 中本牧コミュニティハウス及び上台集会所  
一般社団法人中区民活動支援協会(現指定管理者)

## 8 選定結果

選定委員会において厳正な選定を行った結果、次の団体を指定候補者に決定しました。

- (1) 竹之丸地区センター  
一般社団法人中区民活動支援協会
- (2) 野毛地区センター  
一般社団法人中区民活動支援協会
- (3) 本牧地区センター  
株式会社清光社
- (4) 中本牧コミュニティハウス及び上台集会所  
一般社団法人中区民活動支援協会

## 9 得点

- (1) 竹之丸地区センター

評価基準項目及び配点(委員合計点)	一般社団法人 中区民活動支援協会
(1)基本条件の理解度(50点)	40
(2)公平性(75点)	52
(3)安定性・安全性(125点)	97
(4)運営の実施効果(100点)	82
(5)利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点)	84
(6)効果的な自主事業展開(100点)	87
(7)効率性(125点)	93
(8)積極性、意欲(50点)	42
(9)団体の資質・実績(50±25点)	63
(10)新型コロナウイルス感染症等に係る対応	39
合計 825±25点(最低評価基準点 480点)	679

(2) 野毛地区センター

評価基準項目及び配点(委員合計点)	一般社団法人 中区民活動支援協会
(1) 基本条件の理解度(50点)	40
(2) 公平性(75点)	53
(3) 安定性・安全性(125点)	95
(4) 運営の実施効果(100点)	79
(5) 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点)	82
(6) 効果的な自主事業展開(100点)	81
(7) 効率性(125点)	92
(8) 積極性、意欲(50点)	40
(9) 団体の資質・実績(50±25点)	63
(10) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	38
合計 825±25点(最低評価基準点 480点)	663

(3) 本牧地区センター

評価基準項目及び配点(委員合計点)	株式会社清光社
(1) 基本条件の理解度(50点)	41
(2) 公平性(75点)	52
(3) 安定性・安全性(125点)	98
(4) 運営の実施効果(100点)	83
(5) 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点)	80
(6) 効果的な自主事業展開(100点)	84
(7) 効率性(125点)	101
(8) 積極性、意欲(50点)	41
(9) 団体の資質・実績(50±25点)	64
(10) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	42
合計 825±25点(最低評価基準点 480点)	686

(4) 中本牧コミュニティハウス及び上台集会所

評価基準項目及び配点(委員合計点)	一般社団法人 中区民活動支援協会
(1) 基本条件の理解度(50点)	42
(2) 公平性(75点)	52
(3) 安定性・安全性(125点)	95
(4) 運営の実施効果(100点)	76
(5) 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組(100点)	78
(6) 効果的な自主事業展開(100点)	81
(7) 効率性(125点)	96
(8) 積極性、意欲(50点)	43
(9) 団体の資質・実績(50±25点)	59
(10) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	40
合計 825±25点(最低評価基準点 480点)	662

## 10 審査講評

### (1) 竹之丸地区センター指定候補者(一般社団法人中区民活動支援協会)

一般社団法人中区民活動支援協会を、最低評価基準点を上回る679点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、地域特性を活かした魅力的な自主事業が多数企画されており、幅広い年代から支持されているところに運営の努力が感じられました。また、蔵書も多く子供たちにとって大切な勉強の場所になっていることを評価しました。

課題点としては、障害者の利用を積極的に進める提案が少ないこと、ホームページを上手に活用する等、地区センターの情報発信力をより高めることなどが挙げられます。

指定候補者となった一般社団法人中区民活動支援協会には、引き続き稼働率の向上に努めるとともに、老朽化した施設の良好な維持管理に努め、利用者のニーズに応えることができる事業の実施と提案どおりの施設運営を期待します。

### (2) 野毛地区センター指定候補者(一般社団法人中区民活動支援協会)

一般社団法人中区民活動支援協会を、最低評価基準点を上回る663点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、地域及び地域住民と積極的に情報交換を行い、良好な立地を活かし多種多様な自主事業を企画するほか、様々な努力をしている点の評価しました。

課題点として、商業施設の中にあることで場所がわかりづらいことへの案内の工夫や、外国人・障害者利用に向けた対策が少ないことが挙げられます。

ウェブ予約やキャッシュレス化への対応にも積極的に取り組み、高い稼働率をさらに向上させることに期待します。

### (3) 本牧地区センター指定候補者(株式会社 清光社)

株式会社清光社を、最低評価基準点を上回る686点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、会社の得意分野を活かした効率的・効果的な施設の管理をしている点、積極的な設備投資をすることで利用者の利便性を高めようとしている点のほか、つながりが強い地域特性を活かし、さらに積極的に公的機関等との連携に注力している点の評価しました。

課題点として、アフターコロナの提案が少ないこと、障害者利用の積極的提案が無いことが挙げられ、これに向けた取り組みを期待します。

### (4) 中本牧コミュニティハウス及び上台集会所指定候補者(一般社団法人中区民活動支援協会)

一般社団法人中区民活動支援協会を、最低評価基準点を上回る662点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、中本牧コミュニティハウスは、自主事業が多数開催され、健康づくり教室など高齢者の健康づくりにも重要な役割を果たしている点や、地域の利用者との交流が進み、ボランティアなどの活動の協力がうまく得られている点の評価しました。

課題点として、高齢者利用が多いことにより、予約方法の改善への取り組みがされていない点、ホームページやブログなど広報活動が弱い点が挙げられます。また、教室参加料のキャッシュレス化やウェブ予約への取り組みに期待します。